

土浦市空家等対策の推進に関する協定書

土 浦 市  
茨 城 司 法 書 士 会

## 土浦市における空家等対策の推進に関する協定書

土浦市（以下「甲」という。）と茨城司法書士会（以下「乙」という。）は、土浦市内における空家等対策の推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力をして、土浦市における空家等対策の推進を図ることにより、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、まちづくりの活性化に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 法第3条に規定する所有者又は管理者をいう。

### （連携事業）

第3条 甲及び乙は、相互に連携・協力をして、次に掲げる事業を行う。

- (1) 所有者等からの空家等に関する相談事業
- (2) 所有者等に対する相談会に関する事業
- (3) 特定空家等の発生を予防するための啓発事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事業

### （秘密の保持）

第4条 この協定に基づく業務に携わる者は、この協定に基づく業務の履行に際して知り得た情報を他に知らせ、又は不当に使用してはならない。

### （苦情等の処理）

第5条 この協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において、すみやかに解決を図るものとする。

### （情報の交換）

第6条 甲と乙は、この協定が円滑に運用されるよう、必要に応じて情報交換等の連携を行うものとする。

### （協定期間）

第7条 この協定の有効期間は協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに、甲又は乙から解除の意思表示がないときは、この協定は期間満了の日から同一の条件で1年間継続するものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第8条 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年9月27日

甲 茨城県土浦市大和町9番1号  
土浦市  
市長

中川 青



乙 茨城県水戸市五軒町一丁目3番16号  
茨城司法書士会  
会長

藤井 里美

